

祢宜島6号水源電気設備工事 特記仕様書

焼津市上下水道部

第1章 総則

第1節 総則

(1) 一般事項

1) 適用範囲

本特記仕様書は、「祢宜島6号水源電気設備工事」に適用する。この特記仕様書に定めのない事項については、別に定める仕様書等による。尚、この特記仕様書の定めと仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書による。

2) 工事内容

本特記仕様書、設計図書、日本水道協会：水道工事標準仕様書【設備工事編】(2010年版)、日本下水道事業団：電気設備工事一般仕様書・同標準図、機械設備工事一般仕様書(令和2年版)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修：公共建築工事標準仕様書、標準図、施工監理指針(電気設備工事編)(平成31年版)等及び監督員の指示に従って施工する。

3) 関連工事との調整

工事期間中に関連工事が発生した場合は、工程、施工計画、仕様、取合い等について綿密に協議、打合せを行い、施工すること。

4) この工事に関係する法令、条例及び規則等に基づいて施工する。関係諸官庁等に対する必要な届出、手続き等は請負者がこれを代行する。諸官庁等と常に密接な連絡を保ち使用開始に支障のないようにすること。またこれに要する費用は全て請負者の負担とする。

5) 本工事に必要な工事用電力・水等は請負者の負担とする。

6) 施工計画書について提出すること。

7) 工事に使用する機材は、事前に「機器承諾図」、「使用材料報告書」を提出して承諾を受けること。

8) 工事写真は、上記(1)1)仕様書のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課「営繕工事写真撮影要領」令和3年版によるほか、監督員の指示により撮影する。

9) 施工図等の著作権に係る当該工事に限る使用权は発注者に移譲するものとする。

10) 発生材の処理は適正に行うこと。

11) 工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、また工事完成時に同計画書の実施報告書を監督員に提出すること。

12) 使用する建設機械は排出ガス対策及び低騒音型とする。

(2) 責任施工

本工事の施工に当って本特記仕様書及び設計図書は、仕様の要項のみを記載するものであるから、明示していないものがあったとしても、本設備の性能発揮に当然必要なもの及び請負人が必要とするものについては提案を行い、監督員と協議のうえ請負者の費用をもって施工する。また、システムとして機能上具備すべきものは当然満足し、安全かつ信頼性の高い設備の構築に努め、長年の使用に十分耐えられるものとする。尚、重要寸法については予め現場実測のうえ決定し、万一数量寸法等に誤記があった場合は、監督員と協議し善処しなければならない。

(3) 耐震施工

設備機器・配管の支持・固定は「防災拠点における設備地震対策ガイドライン（静岡県）及び「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）2014年版」による。設計用水平地震力は、下記に示す設計用水平震度に、機器の重量、地域係数を乗じたものとする。設計用鉛直震度は設計用水平震度の1/2とする。

各設備機器等について耐震計算を行い据付を行うこと。

設置場所	設備耐震クラス
	Sクラス
地下階及び1階	1.0

地域係数 1.2

(4) 支持金物類

本工事で使用する支持金物、ボルトナット類はステンレス製を使用すること。

(5) 提出書類

請負人は契約締結後、速やかに図面並びに書類を提出して、設計、製作、工事について打ち合わせを行い、監督員の承諾を得たる後、製作に着手すること。

提出図書は焼津市建設工事に係る仕様書等による。

(6) 既設物の損傷

工事中、現場における材料及び機器の保管責任は、請負者にあるものとし、既設物を損傷した場合は、速やかに監督員に報告し復旧しなければならない。

(7) 仮設物

工事に必要な仮設物は、監督員の承諾を受けて設置し、工事現場の秩序を保つとともに火災、盗難等の事故防止に必要な処置をとるものとする。

(8) 構造物の変更

機器据付のため構造物の一部を変更する際は、監督者と十分打ち合わせ監督員の承諾を得たる後に行う。但し、これにともなう工事費の増額は認めない。

(9) 災害防止

工事実施に当っては常に労務者の安全及び災害防止等のために遺漏のないよう必要な措置を講じなければならない。

(10) 有資格者

資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有するものが施工しなければならない。

(11) 機器の製作

請負者は仕様書に定める書類について、契約締結後、速やかに提出し、設計、製作、工事について打合せを行い、監督員の承諾を得たる後、機器の製作に着手すること。

(12) 工事における検査及び試験

機器は製作完了後、製作工場において性能検査及び各部検査を行い、試験成績表を監督員に提

出すること。

(13) 段階確認

工事完了後確認できない箇所及びあらかじめ監督員の指示した個所など、工事段階の区切り等には、監督員の段階確認等を受けなければ次の作業を進めてはならない。

(14) 総合試験

工事完了後、監督員立ち会いの上、総合試験及び各種検査を実施するものとし、その際不合格となった場合は、監督員の指示に従い直ちに完全に手直し、又は新品と取替をし、あらためて検査を受けなければならない。尚、これに要する費用は、請負員の負担とする。

(15) 検査等の費用

検査及び試験、試運転、切替並びに停電作業に要する費用は請負者の負担とする。

(16) 技術指導

請負者は、監督者が指示する時期に詳細なる取扱説明書を提出すると共に、運転管理職員に運転指導を行うものとする。

(17) 完成図書

請負者は、仕様書に定めた完成図書等について、完成図書3部、工事完成図・施工図A1版（A4折り）及び縮小A3版（A4折り）各3部を提出すること。

(18) 工事の竣工

本工事竣工とは、試運転及び切替作業・工事、残工事、撤去工事、後片付けを終え、完成届出書、完成図書を提出後、完成検査に合格し、付属品等が整理完納された時とする。尚、工事目的物の既済部分または製作品の所有権は、竣工と同時に本市に移転するものとする。

ただし、目的物全部の引き渡し完了するまでは、請負人は当該既済部分または製作品を責任をもって保管しなければならない。

(19) 保証期間

本工事の保証期間は、竣工後1ヶ年とする。万一保証期間中に請負人の責に帰すべき原因による事故が発生したときは、請負人の負担で直ちに改造補修又は新品と交換すること。

(20) 疑義の解釈

本特記仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、発注者と請負者の協議による。

第2章 祢宜島6号水源電気設備工事

第1節 概要

本電気設備は、祢宜島6号水源に設置されている起動盤等について製作、据付および配線、撤去工事を行うものである。

第2節 工事範囲

- (1) 機器の製作及び据付工事
- (2) 各機器間の電源及び制御、計装ケーブル配線工事
- (3) 既設機器の撤去工事
- (4) 既設機器間の配線工事
- (5) 接地工事
- (6) その他上記に伴う諸工事

第3節 新設機器仕様

(1) 起動盤

- 1) 数 量 1面
- 2) 寸 法 設計図を参照とし、詳細は承認図により決定する。
- 3) 主要部材質 鋼板製（塗装：5 Y 7 / 1）
盤塗装：メラミン焼付塗装
- 4) 板 厚 箱、扉、底板2.3mm、中板：3.2mm
- 5) 負 荷 18.5kw 水中ポンプ 1台
- 6) 単線結線図 別紙のとおり
- 7) 概 要

水源取水ポンプは、祢宜島配水場からの操作によりテレメータ盤からのON、OFF信号または現場起動盤により運転・停止を行う。ポンプの運転は、インバータ運転によるものとしインバータ装置の前面パネルにより取水量を調整・固定させ運転取水するものとする。また、テレメータを介して祢宜島配水場と信号の取り合いを行う。

- 8) 操作パネル取付 電圧計：1個、電流計：1個、周波数計：1個
集合表示灯：1式（電源、運転、故障、水位低等）、
自動・手動選択スイッチ、遠方・直接選択スイッチ、
運転・停止押しボタンスイッチ、その他必要なもの

9) 保護回路 MCCB、ELCB、SPD、サーマルリレー、
 フロートレスリレー（空転防止）

10) 外部信号取り合い

 アナログ出力 ポンプ電流（4-20mA DC）

 状態出力 運転／停止、中央／現場、取水井水位低、故障

 操作入力 運転操作、停止操作

11) その他

 電灯引込（1φ2W100V）について、引込開閉器盤から起動盤へ取り込み、
 テレメータ盤へ送り出すものとする。

その他、詳細については、承認図により決定するものとする。

第3章 運転操作方案

区分	祢宜島6号水源	機器名称	ポンプ		容量	18.5kw
運 転 方 式			既設 1台	今回 1台	全体 1台	
<p>起動盤による運転制御 (中央操作機能)</p>						

	項 目	停止 条件			テレメータ 盤		祢宜島 LCD	備 考
運 転 ・ 状 態 表 示	祢宜島 6 号水源取水ポンプ 遠方/直接				○		○	
	祢宜島 6 水源取水ポンプ 運転/停止				○		○	
運 転 操 作	祢宜島 6 水源取水ポンプ 運転操作				○		○	
	祢宜島 6 水源取水ポンプ 停止操作				○		○	
故 障 ・ 異 常 表 示	過負荷				○		○	
	起動渋滞				○		○	
	水位低下				○		○	
計 器 類	祢宜島 6 水源取水ポンプ 電流				○		○	

法定外の労災保険の付保に関する特記仕様書

- 1 請負者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付きなければならない。
- 2 前項で定める保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督員へ提出すること。